

5 高等学校における道徳教育(平成 21 年度広島県教育資料から抜粋)

道徳教育はすべての学校段階において一貫して取り組むべきものであり、高等学校においては、社会の一員としての自己の生き方を探求するなど人間としての在り方生き方についての自覚を一層深める指導を充実させることに配慮する必要がある。

そのためには、高等学校のすべての教育活動を通じて道徳教育が効果的に実践されるようにするため、学校としての指導の重点や方針を明確にし、道徳教育の全体計画を作成し、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動がそれぞれの特質を踏まえて担うものについて明確にする必要がある。

また、中核的な指導場面となる「倫理」や「現代社会」(公民科)、「ホームルーム活動」(特別活動)などについて指導の充実を図る必要がある。

<全体計画作成の手順(例)>

- 道徳性に関する生徒実態や保護者の願い等の把握
- 学校における道徳教育の重点目標、各学年の重点目標の設定
- 各教科、特別活動及び総合的な学習の時間等における道徳教育の指導方針の設定
- 体験活動における指導方針の設定
- 環境整備・生活全般の指導方針の設定
- 家庭、地域社会等との連携の方針の設定

【道徳教育の全体計画(例)】

